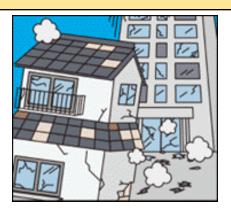
災害による化学物質の流出等を防止しましょう!

近年、地震や水害等により、全国で化学物質が流出等する事故が発生しています。 災害時の化学物質の流出等を防止するためには、平時から事故予防対策に取り組んで おくことが重要です。

愛知県では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、愛知県化学物質適正管理 指針を定め、「事故の予防及び事故発生時の措置」といった未然防止対策等について規定 しています。

化学物質を取り扱う事業者の皆様は、同指針に基づき、平時における化学物質の管理の 方法の見直しなどにより、化学物質の適正管理対策の一層の推進をお願いします。





- 事故の未然防止対策について
 - ① 情報の収集
 - ・取り扱う化学物質の種類、爆発性・毒性等の性状、適用法令等化学物質安全管理データシート(SDS)
 - 排出抑制等に関する技術情報
 - ・ 地域の防災情報
 - 過去の事故事例
 - ② 取扱施設の保守管理
 - 施設の点検周期及び補修基準の設定
 - 点検リストの作成
 - ・点検及び補修等についての記録簿の作成
 - ・点検結果に基づく施設の修理及び改良
 - ③ 取扱施設の整備及び改良

・化学物質の特性や取扱量等に応じた、事故による環境影響を軽減等するための整備 や改良等の対策(貯蔵タンクの溶接部分、板厚、配管のジョイント部分の点検等によ る整備改良等の日頃の適正管理が基本となります。)





〇 対策事例

- ① 化学物質の転倒・落下等の防止
 - ・化学物質の保管棚やボンベ等が転倒しないよう落下防止柵やチェーン等により床面 や本体を固定する。
 - ・保管棚から薬品が落下しないよう、落下防止柵やバンド等により棚を固定する。
 - ・粉体薬品袋が破損しないよう、ラップやバンド等により梱包等をする。







② 配管の破損の防止

・地震により配管が破損しないよう、可とう性配管(フレキシブル管)等にする。



③ 化学物質の拡散の防止

・仮に化学物質が漏えいした場合であっても、被害を最小限に抑えるため、貯蔵施設の 周囲に防液堤や耐性容器等を設置する。







受け皿

④ 資機材の準備

・事故時に備えて、土のう、止水板、オイル等の吸着材、保護具、消火設備等を準備 しておく。









愛知県化学物質適正管理指針に定める「事故の予防対策及び事故発生時の措置」

<事故の予防対策>

- ・取扱化学物質の危険性の周知
- ・取扱施設の保守管理
- ・取扱施設の整備及び改良
- 連絡体制の整備
- ・ 避難体制の整備
- 応急措置体制の整備
- ・事故対応マニュアルの作成
- ・訓練の実施

<事故発生時の措置>

- ・被災状況の確認及び人命の救助
- ・事故発生時の応急措置及び通報
- ・周辺住民への連絡
- 流出防止等の措置

特定事業者*は、近年の災害の状況を踏まえて、特定化学物質等管理書(管理書)の内容について、必要に応じて変更してください。

また、変更された場合は、管理書変更提出書を各県民事務所等に提出してください。

※ 常時使用する従業員の数が21人以上の特定化学物質等取扱事業所を有している 特定化学物質等取扱事業者

管理書の内容

- ①管理指針及び管理計画、②化学物質の名称、③管理方法、④管理組織、
- ⑤事故の予防及び事故発生時の措置

く参考>

- 化学物質管理セミナー「災害や事故に備えた化学物質管理についてー地震・水害・火災・漏洩などによる事故事例の紹介とその対策ー」(環境局 環境活動推進課) https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/seminor/30nen.html
- O 水質事故未然防止対策について (環境局 水大気環境課) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0005.html
- 〇 「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例 明日起きるかもしれない大規模災害に備えて 」(大阪府)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/jireishu.html

- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」「化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル」(東京都)https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html
- 化学物質アドバイザー(環境省)
 https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html
 (化学物質の管理手法等に係る専門家のアドバイスを受けることができます。)

管理書の提出・相談の窓口

地 域	管 轄 機 関 名	所 在 地	電話番号
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117
犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、 清須市、北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町	尾張県民事務所	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張 旭市、豊明市、日進市、長久手市、 東郷町	環境保全課		052-961-7255
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知 多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西尾市、幸田町	西三河県民事務所	〒444-8551	0564-27-2875
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市	環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2876
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494
名古屋市※	名古屋市役所 環境局地域環境対策部 地域環境対策課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	052-972-2677
豊橋市	豊橋市役所 環境部環境保全課	〒440-8501 豊橋市今橋町 1	0532-51-2388
岡崎市	岡崎市役所 環境部環境保全課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9	0564-23-6194
一宮市	一宮市役所 環境部環境保全課 公害規制・監視グループ	〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 8 (一宮市衛生処理場)	0586-45-7185
豊田市	豊田市役所 環境部環境保全課	〒471-8501 豊田市西町3-60	0565-34-6628

[※] 名古屋市においては「県民の生活環境の保全等に関する条例」ではなく、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」が適用されます。

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課 環境リスク対策グループ

電 話 052-954-6212 (ダイヤルイン)

E-mail <u>kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp</u>

Web ページ (化学物質と PRTR)

https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html



(2023(令和5)年3月発行)